

秋田公立美術大学特別聴講学生規程

平成25年4月1日

規程第99号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「本学学則」という。）第57条第3項および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。）第46条の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 特別聴講学生として入学できる者は、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）と単位の互換に関する協定（以下「単位互換協定」という。）を締結した他の大学、大学院、短期大学および高等専門学校（以下「他の大学等」という。）に在学する学生とする。

(入学時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(聴講期間)

第4条 特別聴講学生の聴講期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別聴講学生が引き続き聴講することを願い出た場合で特別の事情があると認めるときは、1年を超えない範囲内で当該聴講期間を延長することができる。

(入学志願手続)

第5条 特別聴講学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 単位互換協定に基づく特別聴講学生入学願
- (2) 前号に定めるもののほか、学長が必要と認めるもの

(授業科目の単位数)

第6条 特別聴講学生が履修することのできる授業科目の単位数は、秋田公立美術大学履修規程（公立大学法人秋田公立美術大学規程第91号）又は秋田公立美術大学大学院履修規程（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第6号）に定めるところによる。

（特別聴講の許可）

第7条 特別聴講の許可は、学部教授会又は研究科教授会の意見を聴いて、学長が行う。

（特別聴講の手続）

第8条 前条の規定により特別聴講を許可された者は、別に定めるところにより手続を行わなければならない。

2 所定の期日までに前項の手続を行わない者は、特別聴講学生を辞退したものとみなし、その許可を取り消す。

（身分証明書）

第9条 学長は、前条第1項の手続を完了した者に対し、特別聴講学生証を交付する。

（単位取得証明書）

第10条 学長は、本学学則第57条第2項又は大学院学則第42条第2項の規定により単位を修得した者に対し、単位取得証明書を交付する。

（授業料等）

第11条 特別聴講学生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。ただし、本学と他大学との間の単位互換協定により相互に授業料を不徴収とした場合には、免除するものとする。

2 前項に規定するもののほか、特別聴講に要する費用は、特別聴講学生の負担とする。

3 特別聴講学生の授業料の額およびその徴収の方法は、秋田公立美術大学学生納付金規程（公立大学法人秋田公立美術大学規程第82号）の定めるところによる。

（入学許可の取消し）

第12条 学長は、特別聴講学生が本学学則、大学院学則もしくは諸規定（以下「学則等」という。）に違反したとき、又は特別聴講学生としての本

分に反したときは、学部教授会又は研究科教授会の意見を聴いて、第7条の許可を取り消すことができる。

(学則等の準用)

第13条 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、学則等のうち学生に関する規定を準用する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第5号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

